

大阪府立南大阪高等職業技術専門校 自動販売機設置事業者募集要項

大阪府立南大阪高等職業技術専門校が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

1 公募物件

所在地	設置場所	設置面積	台数	最低使用料 (年額)	位置
和泉市テクノステージ 2-3-5	管理棟1階 自動販売機コーナー	0.5㎡以上 1㎡未満 ／台	2台	69,200円 (税抜き)	図中 ①
	実習棟1階 自動販売機コーナー		2台		図中 ②

※1 1台あたりの最低使用料（年額）は、17,300円（税抜き）です。

※2 同一敷地内に他の自動販売機はありません。また、商品の補充やメンテナンスの為自動販売機の扉の開閉等に支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。
(確認のために来所される際は、事前に担当者まで連絡をお願いします。)

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができます。

(1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 大阪府の指名停止措置を受けている者又は大阪府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。

- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること、かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日とします。令和6年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年毎に申請を行うことにより、最長令和10年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。

また、許可期限の3ヶ月前までに、継続申請するか否かの意思表示をすることとし、設置事業者の都合でやむを得ず、許可期間の途中で使用を止める場合も同様にその3ヶ月前までにその旨の意思表示をしてください。

② 使用料

大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）に百分の百十を乗じて得た額（円未満切り捨て）をもって年額使用料とします。

使用料は、年度ごとに大阪府の発する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前の大阪府が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。

ただし、年度の途中において使用させる場合における当該年度の使用料は、使用の月から月割りをもちて徴収するものとします。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は電気使用料のみとし、全額を設置事業者の負担とします。電気使用料は大阪府の指定する期限までに納入してください。

また、使用量の計測のため、自動販売機に設置事業者の負担で電気量計測子メーターをコンセントから自動販売機の間設置してください。

④ 設置方法等

自動販売機は、設置位置図に示した場所に、外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従って、十分な転倒防止措置を行い、安全設置してください。

据付方法を原因とする事故が発生した場合の責任は、すべて設置事業者にあるものとします。

なお、自動販売機は音声の出ないものとしてください。

（２）使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用期間中に「２―（３）」にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府（大阪府立南大阪高等職業技術専門校）の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類（乳飲料及び乳酸菌飲料も可）の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑥ ペットボトル飲料の選択ボタン数または商品種類（同一商品を１種類とする。）の割合を、全体の１／３以下とすること。

※おおさかプラスチックごみゼロ宣言をうけて、環境面に配慮した仕様とします。

（３）維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行なわせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあつては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを府に提出しなければなりません。
- ② 原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府(大阪府立南大阪高等職業技術専門校)に請求することができません。

4 参考データ

(1) 清涼飲料水自動販売機の売上等の状況

①令和3年度【令和3年4月から令和4年3月までの平均です。】

売上金額：168,013円/月

売上本数：1,202本/月

電気料金：6,839円/月

②令和4年度【令和4年4月から令和4年12月までの平均です。】

売上金額：160,748円/月

売上本数：1,144本/月

電気料金：11,619円/月

(2) 大阪府立南大阪高等職業技術専門校の職員・生徒数：約200人

(3) 生徒以外の来校者数：1か月平均 約410人

5 応募申込手続き

(1) 応募申込方法

【郵送で申し込む場合】

申込受付期間 令和5年1月20日(金)～令和5年2月9日(木) **必着**

郵送先 〒594-1144

和泉市テクノステージ2-3-5

大阪府立南大阪高等職業技術専門校 総務課(担当 森内)宛

【持参する場合】

申込受付期間 令和5年1月20日(金)～令和5年2月9日(木)

【午前9時～午後0時30分、午後1時15分～午後5時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 和泉市テクノステージ2-3-5(1階)

大阪府立南大阪高等職業技術専門校 総務課(担当 森内)

(2) 必要な書類(各1部)

① 応募申込書(大阪府所定様式)

- ② 誓約書 1 (大阪府所定様式)
- ③ 誓約書 2 (暴力団員または暴力団密接関係者でない旨の誓約書、大阪府所定様式)
- ④ 販売品目 (大阪府所定様式)
- ⑤ 自動販売機のカatalog (寸法の分かるもの)
- ⑥ 「2 - (3)」にかかる許認可等の免許証の写し

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 質疑受付及び回答

- (1) 受付期間 令和5年1月20日(金)～令和5年1月30日(月)
- (2) 受付方法 上記受付期間内に、大阪府立南大阪高等職業技術専門学校総務課まで、メールでの問い合わせか、質疑書をFAXで提出してください。
メール minamiosakagisen@sbox.pref.osaka.lg.jp
FAX 0725-53-3015
- (3) 回答日 令和5年2月2日(木)に大阪府立南大阪高等職業技術専門のホームページにより回答いたします。

7 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、大阪府が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値(値下げ)等は、審査の対象としません。
- (3) 設置事業者の公表等
設置事業者の決定は、令和5年2月15日(水)の予定です。設置事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。

8 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和5年2月28日(火)までに、次の行政財産使用許可申請書等を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」(6)に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書(「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から3か月以内のものに限る。)を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書(大阪府所定様式)

- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力などの仕様があるもの）
- ④ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
 - 〈法人の場合〉…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状
 - 〈個人の場合〉…印鑑証明書（市区役所（町村役場）発行のもの）
- ⑤ 自動販売機の管理関係証明書（大阪府所定様式）
- ⑥ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
- ⑦ 自動販売機設置日時等連絡票（大阪府所定様式）

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- （1）正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- （2）設置事業者が応募者の資格を失った場合

10 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

問い合わせ先

大阪府立南大阪高等職業技術専門校 総務課 担当 森内
和泉市テクノステージ2-3-5（1階）
電話 0725-53-3005